



国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の方、マル福・マル特受給者証をお持ちの方へ

第三者行為によるけがの治療を受ける場合は、まずは役場へご連絡ください！

交通事故などの第三者行為によってかかった医療費は、被害者に過失がない限り“加害者が負担することが原則”です。けがの治療に保険証やマル福・マル特受給者証を使用する場合は、保険者等への届け出が義務付けられています。

【問い合わせ】住民課保険年金担当(☎282-1711)▽国民健康保険に関すること…(内線1131～1133)▽後期高齢者医療保険、マル福・マル特に関すること…(内線1134・1135)



病院に行く前に必ず、ご連絡ください！

交通事故などの第三者行為によってけがや病気をしたときでも、届け出をすれば、保険証やマル福・マル特受給者証を使って治療を受けることができる場合があります。この場合の医療費は、加害者が負担することが原則なので、健康保険や村が一時的に立て替えた後、加害者に請求します。届け出に必要な書類等をご案内しますので、医療機関を受診する前に、必ず住民課へご連絡ください。

届け出をしないと…

届け出がなかったり、遅れたりしてしまうと、健康保険や村は、加害者から医療費を回収することができません。健康保険や村が負担する医療費は、皆さんが納付している保険料や税金から支払われています。そのため、医療費の負担が増え続けると、制度の維持のために、保険料(税)の引き上げ等につながってしまう可能性があります。



こんなときは
保険証やマル福・マル特受給者証が使えません！

- ▼届け出の前に示談を済ませてしまった
- ▼飲酒運転等、治療を受ける本人の不法行為による事故
- ▼けんかによるけが
- ▼職場や学校での事故(通勤・通学を含む) ※労災保険や災害共済が対象となります。

